

○ 財務省令平成二年三月十五日付、昭和五十七年大蔵省告示第百二十四号(昭和五十七年大蔵省告示第一項の規定に基づき、)、第五条第十一年に施行した利付国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省告示第一項の規定に基づき、)。

財務大臣 菅直人

一 行政条件等を次年のとおり告示する。二 法律の名称及び根拠記述。三 振替法の適用。四 発行方法。

し定あ争争う札価振の以律社六十に律に資た運十財十利
、めつ入入。[。]へ格替適下へ債条九特第関特め営四政回
価らて札札に以を機用「平、第年別十す別のに号法」
格られ、と發行による競争は受け日本銀行もとの
競争た格利同時「発行格付法」といふ。法律第十三年法
入札を競争行い(以争て行とどう。)に第十七に
に入れ。[。]下入行す。札わする。の五号す
おいのに入る、「札わする。そ規の定。法
て利お入価値「れる。そ規の定。法
募率い札格格とる。そ規の定。法
入とてで競競い入の定。法

五

ハロイ
方募

債行争非者特国札非
市及入価・別債發競
場び札格第参市行争
特国發競I加場入
入価法入
札格決
発競定
行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りりい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価の
入場も加、た価格国定特あ争争す得格決
札特の者財後格競債め別つ入るらを定
発別にご務に競争市る参て札札もれ募を行
行參よと大行争入場も加、と發のる入受
「加るに臣わ札特の者財同行に価額け
と者發応がれ札發別にご務時一よ格にた
い・行募各れの行參よと大にとるをよ各
う第へ限國る募「加るに臣行い發そり申
。」II以度債入と者發応がわう行の加込
非下額市札のい・行募各れ。」以發重み
価一を場で決。」第へ限國る、下行平の
格国定特あ定。」I以度債入価一価均應
競債め別つを及非下額市札格非格し募

六

ハ 口

イ
発

非者特国	札非	入価	入価・別
価・別債	発競	札格	行札格第参
格第参市	行争	發競	發競II加
競I加場	入	行争額	行争非者

でた条特でた条特三て基万二付一会十はき法計債要千はづ財
千利第別三利第別千はづ円千国項計九、発律かのな七、き政
六付一会十付一会九、き、四債のに億額行第ら発財百額發法
百国項計七国項計百額發同百に規関四面し二の行源九面行第
八債のに億債のに九面行法五つ定す千金した條繰及の十金し四
十に規関二に規関十金し第十一にる六額利第一入りび確万額た條
億つ定す千つ定す万額た四七て基法百で利付一れ財保円で利第
円いにる八いにる円で利十億はづ律五一項の政を、千付一
て基法百て基法七付七二、き第十兆國の特投図財三国項
、づ律万、づ律百国条千額發四万九債規例融る政百債の
額き第円額き第四債の五面行十円千に定に資た運十に規
面發四面發四十に規百金し六、七つに關特め營八つ定
金行十金行十九つ定七額た条特百い基す別のに億いに
額し六額し六億いに十で利第別四てづる会公必八て基

十	九	八	二	ハ	ロ	イ	七	二
發		振額最				払		
行	替	低行争非者特國行争非者特國札非入価込				行争非者特國行争		
單	額	入価・別債入価・別債発競札格金				入価・別債入		
位	面	札格第參市札格第參市行争発競				札格第參市札		
日	位	金	發競II加場	發競I加場	入行争額	發競II加場	發	
平す額の振		五	円百		円千円三八二		十国条特	
成るの記替		万	七		六十万兆		五債の別	
二。整載法		円	十		百七五四		億に規会	
十二数又の			五		八億千千		円つ定計	
十二倍は規			億		十ニ円二		いにに	
年記定			千		一千百九		て基関	
三金録に			四		一億四十		、づす	
月額はよ			百		四百九		額きる	
十五にる			八		千六十五		面発法	
日よ最振			十		二万億		金行律	
る低替			七		二百八十六		額し第	
も額口			万		八千千		でた四	
の面座			五		十八四百		百利十	
と金簿			千		万百百		七付七	

十五
四

償
還
期
限

後第
の二
利期
予以

平利てを毎
成子、支年
二をそ払三
十支の期月
四払日と十
年う以し五
三。前、日
月六各及
十月支び
十五間払九
日に期月
属に十
すお五
るい日

額面金額 × $\frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十
三
二

口イ一

初利入価・別債行争非者特国札非入価發
期札格第参市及入価・別債發競札格行
利發競Ⅱ加場び札格第参市行争發競価
子率行争非者特国發競Ⅰ加場、入行争格

規下は期た期平年
定、が金と成〇
す次そ銀額し二・
る号の行を、十二
期及翌休支次二パ
日び営業払の年一
に第業日う算九セ
つ十日。式月ン
い五にたに十ト
て号支當だよ五
同に払たしり日
じおうる、算を
.いへと支出支
.て以き払し払

厘額上額
面の面
金そ金
額れ額
百ぞ百
円れ円
にのに
つ応つ
き募き
百価格
円八錢
八錢五
以

十
九
八
七
六

払者入払元償
込札場利還
期參所金金
日加支額

平財日額
成務本面
二十大臣銀金
年から行額
三月通知百円
十五をにつき
日受け百円
者た者